組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月十九日

佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津四二八番地三

佐賀ヘルシーフーズ合同会社

代表社員　丸林　正剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一五〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年六月十九日

東京都港区赤坂三丁目二一番四

有限会社グランナーク

取締役　小笠原恒典

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千九百四十万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、平成二十六年六月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年六月十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社赤坂国際会計内　パレスフロント有限会社

取締役　黒崎　知岳

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百十九億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年六月十九日

東京都北区赤羽一丁目四〇番二号

有限会社ビー・ケー・ファイナンス

代表取締役　金田　保一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年七月四日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年六月十九日

大阪市淀川区西中島四―一〇―一

株式会社あっぷふぁーむソリューションズ

代表取締役　高橋　隆造

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月十九日

岐阜県大垣市林町十丁目一三三九番地一

株式会社ユタカファーマシー

代表取締役　羽田　洋行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月十九日

大阪市天王寺区石ケ辻町一三番一〇号

サンビー株式会社

代表取締役　山本　利治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月十九日

大阪府大東市大字龍間三〇八番地の二〇

株式会社樋口組

代表取締役　樋口　吾一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年六月十九日

兵庫県芦屋市浜芦屋町四番二一号

株式会社ディス

代表取締役　湯ノ口嘉宏

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である李京振が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年六月十九日

大阪市淀川区西中島六丁目七番三号第六新大阪ビル

Soonhan Engineering Corp

日本における代表者　李　京振

限定承認公告

本籍北海道三笠市有明町九番地九、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大平　智仁

右被相続人は平成二十六年一月二十六日死亡しその相続人は平成二十六年六月十日札幌家庭裁判所岩見沢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

北海道三笠市有明町九番地九

限定承認者大平魁

未成年後見人　大平　則章

北海道札幌市西区八軒五条西十一丁目一番二三―三一一号

限定承認者大平魁

未成年後見人　山﨑木綿子

限定承認公告

本籍東京都足立区千住旭町一一番、最後の住所東京都足立区千住曙町四一番二―九〇五号

被相続人　亡　石井　義輝

右被相続人は平成二十五年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十六年六月九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十九日

東京都足立区千住曙町四一番二―九〇五号

相続財産管理人　石井　貴子

東京都豊島区南池袋二丁目二七番一七号いちご南池袋ビル七階リーガル池袋法律事務所

右代理人弁護士　小林　幸与

無縁墳墓等改葬公告

長年にわたり連絡が取れないために、境内墓地整備の一環として無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地及び納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年六月十九日

一、墳墓等所在地　東京都文京区小石川二丁目二三番一四号

一、墳墓の基数及び名称　十五基、源覚寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　堀松蔵、堀登、山上千代吉、山上はる、山上タカ子、山上キン子、川和田家、小川守蔵、小川久ら、小川元治、小川モヨ、林・岡山両家、鎌田家、早川十郎、福井フジ、富田藤吉、富田とみ、太田家、後藤新次、後藤よし、後藤文雄、後藤寿々、安藤家、細野金五郎、細野わか、櫻井家、美濃初子、美濃揖次郎、美濃興次、美濃揖太郎、美濃とら、以上本籍は全て不詳　他本籍及び氏名不詳墓石一基

一、改葬を行おうとする者　東京都文京区小石川二丁目二三番一四号　源覚寺　代表役員　三好　裕司

正誤

ページ	段	行	誤	正
二三	一〇	終りから	法第十四	法第十四条

平成二十六年六月三日正誤欄中

（原稿誤り）

三二ページ二段一九～二六行目は次のとおりの誤り。

（原稿誤り）

四八八	上	終りから二	「とし、第二条の四」は「とする。第二条の四」の誤り。
〃	下	一～二	「とし、第二条」は「とする。第二条」の誤り。
〃	〃	二～三	「とし、第一条」は「とする。第一条」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十九日付第一三七号九　六ページ●同日付政府調達第一一三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）